利用上の注意

本報告書は、平成 18 年 6 月 1 日現在で実施した「平成 18 年経済産業省企業活動基本調査」について集計した ものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施される指定統計調査(指定統計第118号)である。

3. 調査の範囲

本調査は日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業、G—電気・ガス・熱供給・水道業(但し、中分類 35 熱供給業及び中分類 36 水道業は除く)、H—情報通信業(別表に掲げるもの)、J—卸売・小売業、K—金融・保険業のうち、小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業、M—飲食店、宿泊業のうち、中分類 70—一般飲食店、O—教育、学習支援業(別表に掲げるもの)及びQ—サービス業(別表に掲げるもの)に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の会社を調査対象としている。

別表

H—情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391―ソフトウェア業及び小分類 392―情報処理・提供サービス業、中分類 40―インターネット附随サービス業、細分類 4111―映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除く)、細分類 4112―テレビ番組制作業、小分類 413―新聞業、小分類 414―出版業
□ ○─教育、学習支援	細分類 7745―外国語会話教授業、細分類 7747―フィットネスクラブ、細分類 7749―そ
業	の他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
Q―サービス業	
専門サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806―デザイン・機械設計業、細分類 8099―他に分類
	されない専門サービス業のうちエンジニアリング業
その他の生活関	日本標準産業分類に掲げる細分類 8361―葬儀業、細分類 8362―結婚式場業、細分類 8393
連サービス業	一写真現像・焼付業
娯楽業	日本標準産業分類に掲げる細分類 8443―ゴルフ場、細分類 8445―ボウリング場、細分
	類 8452―遊園地(テーマパークを除く)、細分類 8453―テーマパーク
機械等修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871―機械修理業(電気機械器具を除く)、小分類 872
	一電気機械器具修理業
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類 88―物品賃貸業(レンタル業を除く)
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891―広告代理業
その他の事業サ	日本標準産業分類に掲げる小分類 902―商品検査業、小分類 903―計量証明業、細分類
ービス業	9091―ディスプレイ業

4. 調査期日及び期間

- (1) 平成18年調査の調査期日は平成18年6月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の1年間である。

5. 調査事項(詳細は巻末「調査票」参照。)

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 企業の決算月
- (5) 事業組織及び従業者数
- (6) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (7) 資産・負債及び資本並びに投資
- (8) 事業内容
- (9) 取引状況
- (10) 研究開発
- (11) 技術の所有及び取引状況
- (12) 情報化の状況
- (13) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成18年企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として平成18年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書(第1巻 総合統計表)は、「5. 調査事項」のうち、「(6)親会社、子会社・関連会社の状況」、「(9)取引状況」以外の事項について、集計したものである。

Ⅱ. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、一般機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱産品・製造品の販売、②製造品の加工賃収入、他の企業から商品を仕入れて販売する③卸売・小売又は飲食・宿泊の売上、④サービス事業収入、①~④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを大分類ごとに合算し、最も販売額の大きいもので大分類(鉱業、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、その他産業)を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業(小分類)を決定した。
- (3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業、電気・ガス企業、クレジットカード業・割賦金融企業、サービス企業を比較する場合には、〇〇企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、〇〇製造業、〇〇卸売業、〇〇小売業、〇〇業という。なお、情報通信業のうち企業活動基本調査の対象業種(P.1別表参照)を総称して情報サービス・情報制作業という用語を、またカルチャー教室、フィットネスクラブ及び外国語会話教室を総称して個人教授所という用語を用いている。

- (5) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照のこと。 なお、概況の図の中では、以下の略称を用いている。

業種分類名	略	称	業種分類名	略称
鉱業	鉱	業	自動車卸売業	自動車卸
			電気機械器具卸売業	電気卸
食料品製造業	食	料	その他の機械器具卸売業	他機械卸
飲料・たばこ・飼料製造業	飲	料	家具・建具・じゅう器等卸売業	家具卸
繊維工業	繊	維	医薬品・化粧品等卸売業	医薬 卸
衣類・その他の繊維製品製造業	衣	服	その他の卸売業	他 卸
木材・木製品製造業(家具を除く)	木	材		
家具・装備品製造業	家	具	織物・衣服・身の回り品小売業	衣 服 小
パルプ・紙・紙加工品製造業	紙	パ	飲食料品小売業	食料小
印刷・同関連業	印	刷	自動車・自転車小売業	自動小
化学工業	化	学	家具・建具・じゅう器小売業	家具小
石油製品・石炭製品製造業	石	油	機械器具小売業	機械小
プラスチック製品製造業	プ	ラ	医薬品・化粧品小売業	医薬 小
ゴム製品製造業	ゴ	A	燃料小売業	燃料小
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮	革	その他の小売業	他小売
窯業・土石製品製造業	窯	業		
鉄鋼業	鉄	鋼	飲食店	飲食店
非鉄金属製造業	非	鉄	電気・ガス業	電気ガス
金属製品製造業	金	属	クレジットカード業・割賦金融業	クレジット
一般機械器具製造業	_	般	情報サービス・情報制作業	情報サービス
電気機械器具製造業	電	気	情報処理・提供サービス業	情報処理
情報通信機械器具製造業	情	報	個人教授所	個人教授
電子部品・デバイス製造業	電輸	子	エンジニアリング業	エンジニア
輸送用機械器具製造業	輸	送	冠婚葬祭業(互助会を除く)	冠婚葬祭
精密機械器具製造業	精	密	写真現像・焼付業	現像・焼付
その他の製造業	他	製	遊園地・テーマパーク	遊園地
			広告代理業	広 告
繊維品卸売業	繊維		物品賃貸業(レンタル業を除く)	物賃
衣服・身の回り品卸売業	衣服		スポーツ施設提供業	スポーツ
農畜産物・水産物卸売業	農水		自動車整備業	自動車整
食料・飲料卸売業	食米		その他の広告業	他広告
建築材料卸売業	建杉	打卸	その他のサービス業	他・サー
化学製品卸売業	化学		農業・林業・漁業	農林水
鉱物・金属材料卸売業	鉱物		道路貨物運送業	道路貨物
再生資源卸売業	再生		その他の運輸業	他運輸
一般機械器具卸売業	一般	卸	旅館・ホテル・その他の宿泊所	旅館

2. 統計表及集計項目の説明

- (1) 「従業者数」は、平成17年度末の数である。
 - 1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者(正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1 か月を超える雇用契約者と平成17年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた 雇用者)をいう。
 - 2) 「パートタイム従業者」とは、正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、常時従業者のうち 一般の社員より所定労働時間が短い労働者に該当する者をいう。
 - 3) 「他企業等への出向者」とは、主として出向元企業で給与を支払っている子会社・関連会社などへの出 向者をいう。
 - 4) 「臨時・日雇雇用者」とは、1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇入れられている者 をいい、常時従業者数には含まれない。
 - 5) 「(受入れ)派遣従業者」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業者であって、当該雇用関係のまま、派遣先の企業との契約のもとに、派遣先の企業の指揮命令を受けて、業務に従事する従業者をいい、従業者数計には含まれない。
 - 6) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

- (2) 「事業所数」は、平成17年度末の数である。
 - 1) 「本社・本店」とは、企業の事業全体を管理、統括、運営している事業所をいう。登記簿上と実際の本 社の所在地が異なる場合は、実際に本社機能を有している事業所(場所)を本社・本店としている。
 - 2) 本社機能部門の定義は次のとおりである。

調査・企画部門 事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門

情報処理部門 自社内向けのシステム設計、プログラム作成、オペレーション、計算機処理、キーパンチなどを行っている部門

研究開発部門 基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門

国際事業部門 輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務を行っている部門

その他の部門 上記以外の本社・本店の総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門

3) 現業部門の定義は次のとおりである。

鉱山事業部門 本社・本店の同一敷地内において、鉱業事業を行っている部門

製造事業部門 本社・本店の同一敷地内において、製造事業を行っている部門

商業事業部門 本社・本店の同一敷地内において、卸売・小売を行っている営業部門、販売部門

飲食店部門 本社・本店の同一敷地内において、料理、その他の食料品を飲食させる部門

サービス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、サービス事業を行っている部門

電気・ガス事業部門 電気事業法、ガス事業法の適用を受ける事業に関わる本社・本店の同一敷地内に おいて、電気事業、ガス事業を行っている部門

クレジットカード・割賦金融事業部門 本社・本店の同一敷地内において、クレジットカード・割賦金 融事業を行っている部門

情報サービス事業部門 本社・本店の同一敷地内において、ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、インターネット附随サービス、映画・ビデオ制作、テレビ番組制作、新聞の発行、書籍等の出版、レコード制作、ラジオ番組制作の業務を行っている部門

外国語会話教室、フィットネスクラブ、カルチャー教室 本社・本店の同一敷地内において、外国語会 話教室、フィットネスクラブ、カルチャー教室(総合的なもの)の業務を行って いる部門

その他の部門 本社・本店の同一敷地内における上記以外の現業(駐車場業、宿泊業、電気通信業、放送業、医療・福祉業、教育・学習支援業、農林水産業、建設業、運輸業、 不動産業等)部門

- 4) 「本社・本店」以外の事業所において、同一敷地内で複数の事業活動を行っている場合は、主たる事業 活動によって区分している。
- 5) 「海外の事業所」とは、海外の支社、駐在所等をいい、海外現地子会社など別法人のものは含まない。
- (3) 企業の設立形態は以下の区分による。

合併 2つ以上の企業が合併して、新たに設立されたもの。

分割 1つの企業が2つ以上の企業に実質的に分割されて、新たな社名で設立されたもの。 企業組織の変更 有限会社が株式会社に変更するなど企業組織の変更によって、新たに設立されたもの。 新たに設立 合併、分割又は企業組織の変更以外の理由(新規事業の創設等)により新設されたもの。 その他 上記以外の理由によるもの

(4) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱産品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給 して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

卸売・小売業 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額 飲食店・宿泊業 飲食店における売上高及び宿泊又は宿泊と食事を提供して得た収入額

電気・ガス・熱供給・水道事業 電気又はガスを供給する事業による収入額

金融・保険事業 クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額

情報・通信事業 情報の伝達、情報の処理、提供及び新聞業、出版業などの事業による収入額

教育・学習支援事業 学校教育及び学習支援、教養、技術、技能等を教授する事業による収入額 サービス事業 サービスを提供する事業による収入額

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、運輸業、不動産業などの事業による収入額

(5) 営業費用等の内訳は次のとおりである。

売上原価 売上高に対応する原価(製造に要した材料費、労務費、諸経費)、商品仕入高等の原価 販売費・一般管理費 販売業務、一般管理業務に関して発生する費用

広告宣伝費 販売促進のための新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等 の費用

情報処理・通信費 コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と電報、電話、郵便等の通信費用。ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除く。

賃借料 土地、建物、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械などの賃借料。 ただし、コンピュータの賃借料は、上記「情報処理・通信費」に含まれる。

土地・建物 土地、建物の賃借料

給与総額 平成17年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額(基本給、諸手当、期 末賞与、退職金など)の総額で、税込みの金額である。

減価償却費 平成17年度1年間に固定資産の減価償却として計上された金額

荷造運搬費 鉱産品、製造品、商品の梱包のための荷造運搬費、荷造費及び運送のための運送費用などの費用であり、委託費用も含む。

租税公課 固定資産税、印紙税等の企業が負担する租税、企業が加入している各種団体の賦課金

支払利息等 借入金利息、社債利息、手形売却損(受取手形の割引料)等

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益など

営業外費用 支払利息、手形売却損、有価証券売却損などの費用

支払リース料 リース契約に基づいて支払った金額。土地、建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(6) 直接輸出額 自社名義で通関手続を行った輸出額 直接輸入額 自社名義で通関手続を行った輸入額

(7) 「経常利益」は、次式による。

「経常利益」=(売上高ー売上原価ー販売費・一般管理費)+(営業外収益ー営業外費用)

(8) 「付加価値」は、次式による。

「付加価値」=営業利益+給与総額+租税公課+減価償却費+賃借料

- (9) 「総資産」は、平成17年度末の数値である。
 - 1) 資産の内訳は次のとおりである。

流動資産 現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券、棚卸資産、短期貸付金、未収金、前払費用、繰延税金資産などの流動資産額

期末製品・商品棚卸高 「期末」における商品、製品の在庫高の合計金額

有形固定資産 建物、構築物、機械装置、土地、建設仮勘定、船舶、航空機などの有形固定資産額

無形固定資産 営業権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、著作権(ソフトウェア)など の無形固定資産額

投資その他の資産 投資有価証券、子会社株式、出資金、長期貸付金、長期前払費用、繰延税金資産な どの資産額

繰延資産 新株発行費、社債発行費、開発費など

2) 負債の内訳は次のとおりである。

流動負債 支払手形、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、前受金、預り金、繰延税金負債などの 流動負債

固定負債 社債、長期借入金、引当金(退職給付引当金、特別修繕引当金等の長期性のもの)、繰延税金 負債などの固定負債

3) 資本の内訳は次のとおりである。

資本剰余金 資本準備金 (株式払込剰余金、合併差益等)、その他の資本剰余金

利益剰余金 利益準備金、任意積立金、当期末処分利益、△欠損金

その他 新株式払込金、土地再評価差額金、株式等評価差額金、自己株式払込金、△自己株式

(10) 「有形固定資産の当期取得額」は、平成17年度1年間における有形固定資産の購入、自家建設等による取得価額。

「有形固定資産の当期除却額」は、平成 17 年度 1 年間における有形固定資産の売却、除却等による減少額(取得原価による)。なお、減価償却費は含まない。

- (11) 子会社・関連会社及び外資系企業
 - 1) 子会社及び関連会社

「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。なお、その子会社 又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社を含む。

「関連会社」とは、ある会社が50%以下~20%以上の議決権を所有する当該会社をいう。

平成16年調査から定義の見直し〔親子・関係会社の定義〕を行った。

- ①出資比率→議決権所有割合に変更
- ②子会社を直接出資関係からのみ判定していたものを間接出資の「みなし子会社」を含む形に変更
- 2) 外資系企業とは、企業の発行済株式総数若しくは出資金総額に占める外国投資家による所有株式数又は出資金額の割合が1/3を超える企業をいう。
- 3) 「資本形態別」とは、単独企業と資本系列企業(親会社、子会社、関連会社のいずれかに当てはまる企業、外資系企業を含む)による経営形態別区分をいう。
- (12) 「国内関係会社(子会社、関連会社及び親会社)への投融資残高」とは、国内の関係会社への出資金、関係会社の株式、社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

「海外関係会社への投融資残高」とは、海外にある関係会社への出資金、関係会社の株式、社債、関係会 社への長期貸付金などの合計をいう。

(13) 研究開発費

1) 「自社研究開発費」とは、自社のための研究開発に係る人件費、原材料費、研究開発に係る有形固定資

産の減価償却費、光熱費、消耗品費等の経費の総額をいう。

- 2) 「委託研究開発費」とは、社外に委託した研究開発費の総額をいう。
- 3) 「受託研究費」とは、社外から研究費として受け入れた総額をいう。

「有形固定資産のうち研究開発関連当期取得額」とは、有形固定資産の当期取得額のうち、研究開発関連のために購入した有形固定資産、自家建設等による取得価額をいう。

(14) 技術の所有及び取引

1) 特許権等の「所有しているもの」とは、平成17年度末現在で、登録料等を継続的に支払っている件数。 「うち使用しているもの」とは、自社所有のうち、他社への供与を含め、平成17年度末現在、使用している件数をいう。

「うち、自社開発のもの」とは、自社所有のうち、他社への供与も含め、使用している件数のうち、自 社で開発した件数をいう。

2) 特許権等の定義は次のとおりである。

特許権発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。

実用新案権物品の形状、構造、組み合せの考案であり、実用新案法に従って登録したもの。

意匠権 物品の形状、模様、色彩についての美感をおこさせるデザインであって、意匠法に従って 登録したもの。

3) 「技術取引」とは、内外企業との間に、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウや技術指導などの技術の受け入れ、技術の提供をいう。

「導入件数」及び「供与件数」とは、有償・無償の対価を問わず、平成17年度1年間における技術取引の契約の成立した総件数をいう。

「支払金額」及び「受取金額」とは、新規、継続を問わず、平成17年度1年間において、対価の受け取り、対価の支払を行った金額の総額をいう。

(15) 情報化の状況

- 1) 「コンピュータ・ネットワーク」とは、企業内または他の企業(複数の企業を含む)の複数のコンピュータ、もしくは1台の超大型機と多数の端末機をそれぞれ通信回線(特定、公衆、私設)等で結び、情報処理、データ交換、電子メールなど効率的な情報交換を行うシステムをいう。
- 2) 「電子商取引 (e コマース)」とは、商取引 (企業の収益として計上された金銭的対価を伴う商品としての物品、サービス、情報の交換に関わる一連の業務・行為) のうち一部でもコンピュータを介したネットワーク上で行っていることをいう。

(16) 企業経営の方向

- 1) 「ストックオプション制度」とは、あらかじめ決められた価格で企業の従業員、役員が自社株を取得できる権利をいう。
- 2) 「持株会社」とは、他社の株式を投資のためでなく事業活動を支配するために所有している会社で、自らは事業を営まない経営形態をいう。
- (17) 海外の各地域に属する国については、巻末の付録「企業活動基本調査国分類表」を参照のこと。
- (18) 地域に関する統計表

企業の本社・本店の所在地によって集計したものである。登記簿上と実際の本社の所在地が異なる企業については、実際に本社機能を有している場所を本社所在地としている。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号、「一」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。 また、「x」は個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。
- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。
- (3) 調査の対象業種
 - ・平成10年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
 - ・平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。
 - ・平成14年調査より日本標準産業分類第11回改訂に伴い、インターネット附随サービス業、テレビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。なお、表章については、インターネット附随サービス業は「情報処理・提供サービス業」に含まれる。
 - ・平成 16 年調査よりデザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

4. 回収状況

調査対象企業数 38,688 社

回収企業数 30,752 社(回収率 79.5%)

有効回答企業数 27,677 社

5. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 18 年経済産業省企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

6. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室あてにご連絡ください。

郵便番号 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511 (代表) 内線 2904 03-3501-1831 (直通)

E-Mail qqcebh@meti.go.jp

資料掲載 (インターネット)

http://www.meti.go.jp/statistics/index.html

利用上の注意

本報告書は、平成 18 年 6 月 1 日現在で実施した「平成 18 年経済産業省企業活動基本調査」について集計した ものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施される指定統計調査(指定統計第118号)である。

3. 調査の範囲

本調査は日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業、G—電気・ガス・熱供給・水道業(但し、中分類 35 熱供給業及び中分類 36 水道業は除く)、H—情報通信業(別表に掲げるもの)、J—卸売・小売業、K—金融・保険業のうち、小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業、M—飲食店、宿泊業のうち、中分類 70—一般飲食店、O—教育、学習支援業(別表に掲げるもの)及びQ—サービス業(別表に掲げるもの)に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の会社を調査対象としている。

別表

H—情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391―ソフトウェア業及び小分類 392―情報処理・提供サービス業、中分類 40―インターネット附随サービス業、細分類 4111―映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除く)、細分類 4112―テレビ番組制作業、小分類 413―新聞業、小分類 414―出版業
□ ○─教育、学習支援	細分類 7745―外国語会話教授業、細分類 7747―フィットネスクラブ、細分類 7749―そ
業	の他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
Q―サービス業	
専門サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806―デザイン・機械設計業、細分類 8099―他に分類
	されない専門サービス業のうちエンジニアリング業
その他の生活関	日本標準産業分類に掲げる細分類 8361―葬儀業、細分類 8362―結婚式場業、細分類 8393
連サービス業	一写真現像・焼付業
娯楽業	日本標準産業分類に掲げる細分類 8443―ゴルフ場、細分類 8445―ボウリング場、細分
	類 8452―遊園地(テーマパークを除く)、細分類 8453―テーマパーク
機械等修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871―機械修理業(電気機械器具を除く)、小分類 872
	一電気機械器具修理業
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類 88―物品賃貸業(レンタル業を除く)
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891―広告代理業
その他の事業サ	日本標準産業分類に掲げる小分類 902―商品検査業、小分類 903―計量証明業、細分類
ービス業	9091―ディスプレイ業

4. 調査期日及び期間

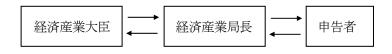
- (1) 平成18年調査の調査期日は平成18年6月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の一年間である。

5. 調査事項(詳細は巻末「調査票」参照。)

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 企業の決算月
- (5) 事業組織及び従業者数
- (6) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (7) 資産・負債及び資本並びに投資
- (8) 事業内容
- (9) 取引状況
- (10) 研究開発
- (11) 技術の所有及び取引状況
- (12) 情報化の状況
- (13) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成18年企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として平成18年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書(第2巻 事業多角化等統計表)は、「5. 調査事項」のうち、「(6)親会社、子会社・関連会社の 状況」「(8)事業内容」及び「(9)取引状況」に関する事項について、集計したものである。

Ⅱ. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれ

ぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料 卸売業、一般機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売 業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類さ れている。

- (2) 企業の産業の決定方法
 - 1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱産品・製造品の販売、②製造品の加工賃収入、他の企業から商品を仕入れて販売する③卸売・小売又は飲食・宿泊の売上、④サービス事業収入、①~④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを大分類ごとに合算し、最も販売額の大きいもので大分類(鉱業、製造業、卸売・小売業、飲食店、サービス業、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、その他産業)を決定している。
 - 2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業(小分類)を決定した。
- (3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業、電気・ガス企業、クレジットカード業・割賦金融企業、サービス企業を比較する場合には、〇〇企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、〇〇製造業、〇〇卸売業、〇〇小売業、〇〇業という。なお、情報通信業のうち企業活動基本調査の対象業種(P. 1別表参照)を総称して情報サービス・情報制作業という用語を、またカルチャー教室、フィットネスクラブ及び外国語会話教室を総称して個人教授所という用語を用いている。

- (5) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照のこと。

2. 統計表及び集計項目の説明

- (1) 「従業者数」は、平成17年度末の数である。
 - 1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者(正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1 か月を超える雇用契約者と平成17年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた 雇用者)をいう。
 - 2) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。
- (2) 「事業所数」は、平成17年度末の数である。
- (3) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱産品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給 して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

卸売・小売業 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額 飲食店・宿泊業 飲食店における売上高及び宿泊又は宿泊と食事を提供して得た収入額

電気・ガス・熱供給・水道事業 電気又はガスを供給する事業による収入額

金融・保険事業 クレジットカード事業、割賊金融事業による収入額

情報通信業 情報の伝達、情報の処理、提供及び新聞業、出版業などの事業による収入額 教育・学習支援事業 学校教育及び学習支援、教養、技術、技能等を教授する事業による収入額 サービス事業 サービスを提供する事業による収入額

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、運輸業・情報通信業、不動産業などの事業による収入 額

(4) 営業費用等の内訳は次のとおりである。

売上原価 売上高に対応する原価(製造に要した材料費、労務費、諸経費)、商品仕入高等の原価 販売費・一般管理費 販売業務、一般管理業務に関して発生する費用

広告宣伝費 販売促進のための新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等 の費用

情報処理・通信費 コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と、

電報、電話、郵便等の通信費用。ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除く。

賃借料 土地、建物、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械などの賃借料。 ただし、コンピュータの賃借料は、上記「情報処理・通信費」に含まれる。

土地・建物 土地・建物の賃借料

給与総額 平成17年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額(基本給、諸手当、期 末賞与、退職金など)の総額で、税込みの金額である。

減価償却費 平成17年度1年間に固定資産の減価償却として計上された金額

荷造運搬費 鉱産品、製造品、商品の梱包のための荷造運搬費、荷造費及び運送のための運送費用などの費用であり、委託費用も含む。

租税公課 固定資産税、印紙税等の企業が負担する租税、企業が加入している各種団体の賦課金

支払利息等 借入金利息、社債利息、手形売却損(受取手形の割引料)等

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益など

営業外費用 支払利息・割引料、有価証券売却損などの費用

支払リース料 リース契約に基づいて支払った金額。土地、建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(5) 「経常利益」は、次式による。

「経常利益」= (売上高-売上原価-販売費・一般管理費) + (営業外収益-営業外費用)

(6) 「付加価値」は、次式による。

「付加価値」=営業利益+給与総額+租税公課+減価償却費+賃借料

- (7) 「総資産」は、平成17年度末の数値である。
- (8) 子会社及び関連会社

「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。なお、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社を含む。

「関連会社」とは、ある会社が50%以下~20%以上の議決権を所有する当該会社をいう。

平成16年調査から定義の見直し〔親子・関係会社の定義〕を行った。

- ①出資比率→議決権所有割合に変更
- ②子会社を直接出資関係からのみ判定していたものを間接出資の「みなし子会社」を含む形に変更
- (9) 事業内容に関する表

- 1) 「事業形態別」とは、企業の行う事業活動が、業種分類でみて単数のみの活動か、複数の活動を行っているかによって区分したものをいう。
- 2) 「事業活動別」統計表は、企業の売上高(①鉱産品・製造品の売上高、②製造品の加工賃収入、③卸売・ 小売又は飲食・宿泊の売上高、④サービス事業収入額、①~④以外の⑤その他の事業収入額)を、各業種 分類に属する活動別に集計したものである。

産業別、事業活動別統計表は、次のような表章になっている。

計 企業数 売上高

09 食料品製造業

自社鉱産品・製造品売上高 -

- 051 鉱業
- 091 畜産食料品製造業
- 320 その他の製造業
- 加工賃収入額
 - 091 畜産食料品製造業

5

(

- 320 その他の製造業
- 卸売・小売事業収入額
 - 501 繊維品卸売業
 - 609 その他の小売業
- 飲食・宿泊事業売上高
 - 701 一般飲食店
 - 711 その他の飲食店

電気・ガス・熱供給・水道事業 収入額

- 331 電気業
- 341 ガス業
- 351 熱供給業
- 360 水道業
- 金融 · 保険事業収入額
 - 610 金融·保険業
 - 643 クレジットカード業・割賦金融業

情報通信事業収入額

370 電気通信業

(

419 その他の情報通信業

一09 食料品製造業に格付けされた企業が、事業活動別に、どのような産業分類に属する売上げ又は収入があったのかを表している。

事業活動のうち、

- 「自社鉱産品・製造品売上高」とは、自社で産出又は生産し、販売した鉱産品、製造品の売上高の合計である。
- 「加工賃収入額」とは、他企業から支給された原材料、半製品、部品 を加工した加工賃の合計である。
- 「卸売・小売事業収入額」とは、他企業から商品を仕入れて、加工を せずに、そのまま他企業又は一般消費者に販売した売上高 の合計である。
- 「飲食・宿泊事業売上高」とは、飲食店における売上高又は宿泊と食事による収入額の合計である。
- 「電気・ガス・熱供給・水道事業収入額」とは、電気又はガスを供給 する事業による収入額の合計である。
- 「金融・保険事業収入額」とは、クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額の合計である。

「情報通信事業収入額」とは、情報の伝達、情報の処理、提供及び新 間業、出版業などの事業による収入額の合計である。 教育・学習支援事業収入額 761 教育 774 個人教授所 サービス事業収入額 806 デザイン・機械 ∫ 設計業 930 その他のサービス業 その他の事業収入額 「教育・学習支援事業収入額」とは、学校教育及び学習支援、教養、 技術、技能等を教授する事業による収入額の合計である。 「サービス事業収入額」とは、サービス業を提供する事業による収入 額の合計である。

「その他の事業収入額」とは、農林水産業、建設業、運輸業、不動産 業などの事業による収入額の合計である。

- 3) 「外注費」とは、製造原価、売上原価、営業原価等に計上した外注費の総額をいう。
- (10) 企業間の取引・海外取引に関する表

010 農業

995 その他

(

- 1) 直接輸出額は、自社名義で通関手続を行った輸出額をいう。
- 2) 直接輸入額は、自社名義で通関手続を行った輸入額をいう。 他社名義で輸出・輸入を行った場合は「国内取引」となる。
- 3) 「関係会社」とは、親会社、子会社及び関連会社をいう。
- 4) 海外の各地域に属する国については、付録の国分類表(地域を含む。)を参照のこと。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号、「一」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。 また、「x」は個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。
- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。
- (3) 調査の対象業種
 - ・平成10年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
 - ・平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。
 - ・平成14年調査より日本標準産業分類第11回改訂に伴い、インターネット附随サービス業、テレビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。なお、表章については、インターネット附随サービスは「情報処理・提供サービス業」に含まれる。
 - ・平成16年調査よりデザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

4. 回収状況

調査対象企業数 38,688 社

回収企業数 30,752 社(回収率 79.5%)

有効回答企業数 27,677 社

5. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 18 年経済産業省企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

6. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室あてにご連絡ください。

郵便番号 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3番1号

電話 03-3501-1511 (代表) 内線 2904

03-3501-1831 (直通)

E-Mail qqcebh@meti.go.jp

資料掲載 (インターネット)

http://www.meti.go.jp/statistics/index.html

利用上の注意

本報告書は、平成 18 年 6 月 1 日現在で実施した「平成 18 年経済産業省企業活動基本調査」について集計した ものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠法規

本調査は、統計法(昭和22年法律第18号)に基づく経済産業省企業活動基本調査規則(平成4年通商産業省令第56号)によって実施される指定統計調査(指定統計第118号)である。

3. 調査の範囲

本調査は日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業、G—電気・ガス・熱供給・水道業(但し、中分類 35 熱供給業及び中分類 36 水道業は除く)、H—情報通信業(別表に掲げるもの)、J—卸売・小売業、K—金融・保険業のうち、小分類 643—クレジットカード業、割賦金融業、M—飲食店、宿泊業のうち、中分類 70—一般飲食店、O—教育、学習支援業(別表に掲げるもの)及びQ—サービス業(別表に掲げるもの)に属する事業所を有する企業のうち、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の会社を調査対象としている。

別表

H—情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391―ソフトウェア業及び小分類 392―情報処理・提供サービス業、中分類 40―インターネット附随サービス業、細分類 4111―映画・ビデオ制作業(テレビ番組制作業を除く)、細分類 4112―テレビ番組制作業、小分類 413―新聞業、小分類 414―出版業
O—教育、学習支援	細分類 7745—外国語会話教授業、細分類 7747—フィットネスクラブ、細分類 7749—そ
業	の他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
Q―サービス業	
専門サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 806―デザイン・機械設計業、細分類 8099―他に分類
	されない専門サービス業のうちエンジニアリング業
その他の生活関	日本標準産業分類に掲げる細分類 8361―葬儀業、細分類 8362―結婚式場業、細分類 8393
連サービス業	一写真現像・焼付業
娯楽業	日本標準産業分類に掲げる細分類 8443―ゴルフ場、細分類 8445―ボウリング場、細分
	類 8452—遊園地(テーマパークを除く)、細分類 8453—テーマパーク
機械等修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 871―機械修理業(電気機械器具を除く)、小分類 872
	一電気機械器具修理業
物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる中分類 88―物品賃貸業(レンタル業を除く)
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 891―広告代理業
その他の事業サ	日本標準産業分類に掲げる小分類 902―商品検査業、小分類 903―計量証明業、細分類
― ービス業	9091―ディスプレイ業

4. 調査期日及び期間

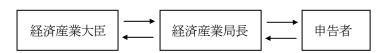
- (1) 平成18年調査の調査期日は平成18年6月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の一年間である。

5. 調査事項(詳細は巻末「調査票」参照。)

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 企業の決算月
- (5) 事業組織及び従業者数
- (6) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (7) 資産・負債及び資本並びに投資
- (8) 事業内容
- (9) 取引状況
- (10) 研究開発
- (11) 技術の所有及び取引状況
- (12) 情報化の状況
- (13) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成18年企業活動基本調査速報」として公表したほか、確報として平成18年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書(第3巻 子会社等統計表)は、「5. 調査事項」のうち、企業の「(6)親会社、子会社・関連会社の状況」について、集計したものである。

Ⅱ. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業、各種商品小売業及び各種物品賃貸業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この3つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれ

ぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料 卸売業、一般機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売 業や飲食料品小売業などに、「総合リース業」は産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業などに分類さ れている。

(2) 企業の産業の決定方法

- 1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱産品・製造品の販売、②製造品の加工賃収入、他の企業から商品を仕入れて販売する③卸売・小売又は飲食・宿泊の売上、④サービス事業収入、①~④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを大分類ごとに合算し、最も販売額の大きいもので大分類(鉱業、製造業、卸売・小売業、飲食店、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、サービス業、その他産業)を決定している。
- 2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業(小分類)を決定した。
- (3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業、電気・ガス企業、クレジットカード業・割賦金融企業、サービス企業を比較する場合には、〇〇企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、〇〇製造業、〇〇卸売業、〇〇小売業、〇〇業という。なお、情報通信業のうち企業活動基本調査の対象業種(P.1別表参照)を総称して情報サービス・情報制作業という用語を、また、カルチャー教室、フィットネスクラブ及び外国語会話教室を総称して個人教授所という用語を用いている。

- (5) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照のこと。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 子会社及び関連会社

「子会社」とは、ある会社(親会社)が50%超の議決権を所有する当該会社をいう。なお、その子会社又はその親会社とその子会社合計で50%超の議決権を所有する当該会社を含む。

「関連会社」とは、ある会社が50%以下~20%以上の議決権を所有する当該会社をいう。

平成16年調査から定義の見直し〔親子・関係会社の定義〕を行った。

- ①出資比率→議決権所有割合に変更
- ②子会社を直接出資関係からのみ判定していたものを間接出資の「みなし子会社」を含む形に変更
- (2) 「親会社」とは、企業の50%超の議決権を所有する会社をいう。
- (3) 海外の各地域に属する国については、巻末の付録「企業活動基本調査国分類表」を参照のこと。
- (4) 2表、3表の集計は、次のような表章になっている。

子会社業種
091 畜産食料品製造業
鉱業 ——
051 鉱業
製造業
091 畜産食料品製造業
S
320 その他の製造業
卸売・小売業
490 各種商品卸売業
S
609 その他の小売業
飲食店・宿泊業
701 一般飲食店
711 その他の飲食店
720 旅館・ホテル・その他
の宿泊所
電気・ガス・熱供給・水道業
331 電気業
341 ガス業
351 熱供給業
360 水道業
金融・保険業
610 金融・保険業
643 クレジットカード業・割
賦金融業
情報通信業
370 電気通信業
Ş
419 その他の情報
通信業
教育・学習支援業
761 教育
774 個人教授所
サービス業
821 洗濯業

企業数 ©-091 畜産食料品製造業に格付けされた企業のうち、子会社を保

有している企業数。

保有

- 091 畜産食料品製造業に格付けされた企業が、どのような産業 の子会社をもっているかを表している。

> 業種別の保有企業数欄には、その分類に属する子会社をも つ企業数が表示されている。大分類でみた保有企業数と、 小分類 (3桁分類) の企業数の計は一致しない。

```
「
990 持株会社
その他の産業
010 農業
「
790 その他の複合
サービス業
```

- (5) 「従業者数」は、平成17年度末の数である。
 - 1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者(正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1 か月を超える雇用契約者と平成17年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた 雇用者)をいう。
 - 2) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。
- (6) 「事業所数」は、平成17年度末の数である。
- (7) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱産品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給 して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

卸売・小売業 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額 飲食店・宿泊業 飲食店における売上高及び宿泊又は宿泊と食事に提供して得た収入額

電気・ガス・熱供給・水道事業 電気又はガスを供給する事業による収入額

金融・保険事業 クレジットカード事業、割賦金融事業による収入額

情報通信事業 情報の伝達、情報の処理、提供及び新聞業、出版業などの事業による収入額

教育・学習支援事業 学校教育及び学習支援、教養、技術、技能等を教授する事業による収入額

サービス事業 サービスを提供する事業による収入額

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、運輸業・情報通信業、不動産業などの事業による収入 額

- (8) 「総資産」は平成17年度末の数値である。
- (9) 直接輸出額 自社名義で通関手続を行った輸出額。 直接輸入額 自社名義で通関手続を行った輸入額。
- (10) 「国内関係会社(子会社、関連会社及び親会社)への投融資残高」とは、国内の関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

「海外関係会社への投融資残高」とは、海外にある関係会社への出資金、関係会社の株式・社債、関係会社への長期貸付金などの合計をいう。

- (11) 子会社・関連会社の新規保有
 - 1)「分社化によるもの」 事業の一部を分割し、別法人にしたもの。
 - 2)「企業の買収によるもの」 議決権のある株式の50%超を所有し、その企業の支配権を掌握したもの。
 - 3)「その他によるもの」 分社化又は買収以外の理由(合併、新規事業による新設等)によって新設したもの。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号、「一」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。 また、「x」は個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。
- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。
- (3) 調査の対象業種
 - ・平成10年調査より、一般飲食店に属する事業所を有する企業を調査対象とした。
 - ・平成13年調査より、電気・ガス業、クレジットカード業・割賦金融業、写真現像・焼付業、冠婚葬祭業(互助会を除く)、ゴルフ場、遊園地・テーマパーク、機械修理業、物品賃貸業(レンタル業を除く)、映画・ビデオ制作業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、広告代理業、個人教授所のうち外国語会話教室及びカルチャーセンター、フィットネスクラブ及び他に分類されない専門サービス業のうちエンジニアリング業に属する事業所を有する企業を調査の対象とした。
 - ・平成14年調査より日本標準産業分類第11回改訂に伴い、インターネット附随サービス業、テレビ番組制作業、電気機械器具修理業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。なお、表章については、インターネット附随サービス業は「情報処理・提供サービス業」に含まれる。
 - ・平成16年調査よりデザイン・機械設計業、ボウリング場、商品検査業、計量証明業、ディスプレイ業に属する事業所を有する企業を調査対象とした。

4. 回収状況

調査対象企業数 38,688 社

回収企業数 30,752 社(回収率 79.5%)

有効回答企業数 27,677 社

- 5. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 18 年経済産業省企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。
- 6. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室あてにご連絡ください。

郵便番号 100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511 (代表) 内線 2904

03-3501-1831 (直通)

E-Mail qqcebh@meti.go.jp

資料掲載 (インターネット)

http://www.meti.go.jp/statistics/index.html